

奈良県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和青垣吉野川自転車道線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	大和郡山市下三橋町（佐保川左岸堤防先）から 大和郡山市稗田町（佐保川左岸堤防先）まで	四・二 ） 六・五	九三四・〇	
	大和郡山市稗田町二 一七番三号地先から 大和郡山市稗田町五 三八番三号地先まで	四・〇 ） 六・四	七〇〇・〇	
	大和郡山市稗田町五 三四番二号地先から 大和郡山市番条町（ 菩提仙川右岸堤防先	三・三 ） 六・五	二二〇・〇	

)まで	大和郡山市番条町(菩提仙川左岸堤防先)から 大和郡山市番条町四六九番二号地先まで	大和郡山市番条町四六三番地二号地先から 大和郡山市番条町三五二番二号地先まで	大和郡山市筒井町(佐保川右岸堤防先)から 大和郡山市馬司町七九三番三号地先まで	大和郡山市馬司町(佐保川右岸堤防先)から 大和郡山市馬司町七二一番二号地先まで	大和郡山市長安寺町(佐保川右岸堤防地内)
	四・〇) 六・五	四・〇) 四・五	四・一) 六・五	四・三) 六・五	四・三) 四・五
	三〇一・〇	八八七・〇	九二一・〇	一三二・〇	三二五・〇